



# 来週の投資戦略 (10/11-14)

## 外国人売りも 2Q 決算に期待

2022 年 10 月 9 日

小松 徹

### 注目事項 — 見所

- 2Q (6-8 月) 企業決算 — 小売業はまちまち？サービス業は比較的好調？
- 3Q (7-9 月) 米企業決算 — 金融業は厳しい見通し？
- 10 月 12 日、8 月の機械受注 (船舶・電力を除く民需) — 前月比マイナス 3.0%？
- 10 月 12 日、米連邦公開市場委員会 (FOMC) 議事要旨 — 大幅利上げに積極的？
- 10 月 13 日、9 月の米消費者物価指数 — 前年比+8.1%、コアは+6.5%？

### 株式市場見通し

先週も米国株式市場が荒い動きをし、わが国市場もこれに追随した。ただし、週前半の米国市場が強かったところを織り込んだだけで、金曜日の米国市場の下落や来週月曜日の市場の動きは織り込んでいない。ひとつの景気指標が予想よりも悪かったことを材料に、米国市場が大幅高したが、その逆も常にあることを先週の米国市場は示した。米国市場の変動率が大きくなっているが、基本的にはまだ下落基調下にあると見ている。これに対して、わが国の市場は瀬戸際にある。

9 月 22 日に岸田首相がニューヨーク証券取引所で日本株式市場への投資を促す演説を行ったが、翌週の外国人投資家の売り越し額が総額 2.1 兆円と多額だったことが分かった。このうち、56 百億円が中長期の投資家によるもので、短期の投資家は 1 兆 55 百億円も売り浴びせた。この週は世界の株式市場が大幅下落したとはいえ、岸田演説は不発どころか、しっぺ返しを食らったと言っても過言ではなからう。9 月 25 日の本レポートで演説の不思議な点を指摘したが、さらに追加すると、米国人はすぐに結果を求めるので、「逆転するのがおもしろい」などと暢気なことを言っただけだ。

さて、先週月曜日に日銀短観が発表され、主要報道機関の見出しは「大企業製造業 DI、3 四半期連続悪化」となった。悪化と言っても 1~2 ポイントの話だ。株式市場は 1 時間くらい反応したが、もっと重視しなければいけない指標もある。例えば、大企業の今年度の経常利益予想は 6.9% 上方修正されて 3.8% となった。設備投資 (除く土地) の計画は全産業で 15.2% と高水準だ。

最後に、来週も水・木曜日に米国市場で注目の材料がある。FOMC では各委員がどの程度の利上げ幅を主張していたか、いつまで続けるのか、などで委員全体の金融引き締め姿勢が分かっていこう。翌日には 9 月の消費者物価指数が発表される。最近ではコア指数の方が注目されているが、サービス価格の上昇で、前月の +6.3% よりも高い +6.5% と予想されている。来週特に注目されるわが国の 2Q 決算では、木曜日のファーストリテイリング (9983)、金曜日のベイカレント・コンサルティング (6532) など。ともに典型的な成長企業で期待通りの成長が維持できるか。

### KPA の投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高 PB 低位株、高 PE 新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。